

◎小規模企業振興基本法

(平成二六年六月二七日法律第九四号)

一、提案理由 (平成二六年五月二二日・衆議院経済産業委員会)

○茂木国務大臣 小規模企業振興基本法案並びに商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

まず、小規模企業振興基本法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

全国三百八十五万の中小企業、中でもその九割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠であります。

しかしながら、小規模事業者は、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面をしており、売り上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えております。

昨年の通常国会では、八本の関連法案を一括で改正する小規

模企業活性化法を成立させていただきましたが、中小企業基本法の基本理念にのっとりつつ、小規模企業に焦点を当て、小規模企業活性化法をさらに一歩進める観点から、小規模企業の振興に関する施策について総合的かつ計画的に、そして関係者が一丸となって戦略的に実施するための新たな施策体系を構築することが必要であります。

以上が、本法律案を提案した理由であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、小規模企業の振興についての基本原則として、小規模企業の事業の持続的な発展を位置づけます。また、個人事業者を初めとする従業員が五人以下の事業者を小企業者とし、その円滑かつ着実な事業運営のための配慮を定めております。さらに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしております。

第二に、毎年、国会に、小規模企業の動向及び小規模企業の振興に関して講じた施策に関する報告等を提出することとしております。

第三に、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画を定めることとしております。

第四に、小規模企業の振興に関して国が実施すべき基本的施策として、国内外の多様な需要に応じた事業の展開の促進、小

規模企業に必要な人材の育成及び確保、地域経済の活性化に資する小規模企業の事業活動の推進、適切な支援のための支援体制の整備、施策の実施に際して必要な手続の簡素化等を定めております。

.....(略).....

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二六年六月五日)

○富田茂之君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、小規模企業振興基本法案は、中小企業分野においては五十一年ぶりの基本法案であり、小規模事業者が、人口減少や海外との競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化に直面する中、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための新たな施策体系を構築しようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、基本原則として、小規模企業の事業の持続的な発展を位置づけること、

小規模企業振興基本法

第二に、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画を定めること、

第三に、基本的施策として、多様な需要に応じた事業展開の促進、人材の育成及び確保、小規模事業者の支援のための体制の整備等を定めること等であります。

.....(略).....

小規模企業振興基本法案につきましては、去る五月二十日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われた後、同日両案は本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌二十一日に茂木経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十八日に質疑に入り、同日参考人から意見を聴取し、昨日質疑を終局いたしました。次いで、順次採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月四日)

小規模企業は、経済を牽引し、雇用を確保する力であり、地域社会の主役として地域経済と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす国家の財産ともいふべき存在

である。しかしながら、小規模企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。日本経済の再生を果たすためには、成長力の基盤である小規模企業の健全な発展を促し、小規模企業がその個性や可能性を存分に発揮することを通じて、活力ある地域社会ひいては我が国の産業競争力の向上を実現していくことが国家的課題であることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 全国の小規模企業に支援施策を確実かつ効率的に届けられるよう、事業者にとって分かりにくいものとなっている施策体系を整理・統合し、施策の積極的な周知に努めるものとする。特に、小規模企業に蓄積された有益な経営資源の継承及び産業の新陳代謝を促進するため、創業・事業承継・廃業については、これまで行われてきた種々の施策の再評価を行った上で、相互の関連性を踏まえた段階ごとのきめ細かな支援策を拡充するとともに、事業者に対する情報提供、相談体制を整備することにより、その円滑化を図ること。その際、廃業については、経営者が廃業を決断するに当たって過度な経済的・精神的負担を負うことなく適切なタイミングで事業を終了することができるよう環境を整備すること。

二 小規模企業振興基本計画については、関係省庁の一層の連携のもと、小規模事業者の意見を十分反映した上で策定を行い、その実効性を中長期的に担保するために、政府一体となつて必要な予算・税制等の措置の拡充に努めるとともに、適切に施策の評価及び見直しを行うなど、PDCAサイクルを確立すること。

三 商工会及び商工会議所が小規模事業者の支援ニーズに的確かつ十分に応えられるよう、経営指導員等の資質向上及び有為な人材の確保に必要な措置を講じ、商工会及び商工会議所とその他の小規模事業者支援機関との連携を確保することにより、小規模事業者の有する課題解決に対し実効性の高いものになるよう努めること。

四 地域経済の活性化や地域コミュニティの維持に資するため、主に小規模企業やNPO法人によつて担われているコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスなど地域問題解決型ビジネスについても、起業や事業の維持発展に関する支援の対象に含めること。

五 法人事業所及び常時従業員五人以上の個人事業所に義務付けられる社会保険料が、小規模企業の経営に負担となっている現状があることに鑑み、小規模企業の事業の持続的發展を図るという観点に立ち、従業員の生活の安定も勘案しつつ、

小規模企業の負担の軽減のためにより効果的な支援策の実現を図ること。

三、参議院経済産業委員長報告(平成二六年六月二〇日)

○大久保勉君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、小規模企業振興基本法案は、中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ろうとするものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、小規模企業振興基本法案の意義と期待される効果、小規模企業振興基本計画の策定により、P D C Aサイクルを確立する必要性、小規模事業者向け施策における国、地方自治体、支援機関の連携の在り方、経営指導員の資質向上及び有為な人材確保を支援する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

小規模企業振興基本法

す。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月一九日)

小規模企業は、経済を牽引し、雇用を確保する力であり、地域社会の主役として地域経済と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす国家の財産ともいふべき存在である。しかしながら、小規模企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。日本経済の再生を果たすためには、成長力の基盤である小規模企業の健全な発展を促し、小規模企業がその個性や可能性を存分に発揮することを通じて、活力ある地域社会ひいては我が国の産業競争力の向上を実現していくことが国家的課題であることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 小規模企業振興基本計画については、関係省庁の一層の連携のもと、小規模事業者の意見を十分反映した上で策定を行

い、その実効性を中長期的に担保するために、政府一体となつて必要な予算・税制等の措置の拡充に努めるとともに、適切に施策の評価及び見直しを行うなど、PDCAサイクルを確立すること。

二 全国の小規模企業に支援施策を确实かつ効率的に届けられるよう、国、地方公共団体、中小企業に関する団体等が緊密な政策的連携及び適切な役割分担を図るとともに、事業者にとって分かりにくいものとなっている施策体系を整理・統合し、施策の積極的な周知に努めること。

三 小規模企業に蓄積された有益な経営資源の継承及び産業の新陳代謝を促進するため、創業・事業承継・廃業については、これまで行われてきた各種施策の再評価を行った上で、相互の関連性を踏まえた段階ごとのきめ細かな支援策を拡充するとともに、事業者に対する情報提供、相談体制を整備することにより、その円滑化を図ること。その際、廃業については、経営者が廃業を決定するに当たって過度な経済的・精神的負担を負うことなく適切なタイミングで事業を終了することができるよう環境を整備すること。

四 商工会及び商工会議所が小規模事業者の支援ニーズに的確かつ十分に応えられるよう、経営指導員等の資質向上及び有為な人材の確保に必要な措置を講ずること。また、政府とし

て、関係省庁や支援機関などとも連携しながら、地方公共団体に對し、小規模事業者の振興と地域活性化は表裏一体であるという本基本法案の趣旨を丁寧に説明し、十分な支援人材の体制が確保され、理解と協力が得られるよう努めるとともに、都道府県による商工会、商工会議所向け予算に係る地方交付税を始めとする国の支援の充実に向けて、適切に対応すること。さらに、新たに創設される経営発達支援計画の積極的かつ効果的な活用を図ることにより、小規模事業者が抱える課題の解決に資するよう努めること。

五 法人事業所及び常時従業員五人以上の個人事業所に義務付けられる社会保険料が、小規模企業の経営に負担となっている現状があることに鑑み、小規模企業の事業の持続的發展を図るといふ観点に立ち、従業員的生活の安定も勘案しつつ、小規模企業の負担の軽減のためにより効果的な支援策の実現を図ること。

右決議する。